

2021年1月19日

各位

会社名 ロングライフホールディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 小嶋 ひろみ
(JASDAQ・コード: 4355)
問合せ先 常務取締役経営本部長 大麻 良太
(TEL. 06-6373-9191)

【訂正】「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分」の一部訂正に関するお知らせ

当社は、2021年1月15日に公表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」の一部に訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

① 訂正の内容

訂正箇所には下線を付して表示しております。

[訂正前]

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2021年2月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>123,600</u> 株
(3) 処分価額	1株につき240円
(4) 処分総額	<u>29,664,000</u> 円
(5) 処分予定先	当社の従業員 13名 2,600株 当社子会社の従業員 614名 <u>121,000</u> 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年1月15日開催の当社取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の従業員（以下、「割当対象者」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、より一層グループとしての価値共有を目指すことを目的として、割当対象者に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本自己株処分は、2021年2月1日から2021年4月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である割当対象者627名に対し、金銭報酬債権 29,664,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 123,600株を割り当てるものです。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

[訂正後]

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2021年2月1日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 <u>125,400</u> 株
(3) 処分価額	1株につき240円
(4) 処分総額	<u>30,096,000</u> 円
(5) 処分子定先	当社の従業員 13名 2,600株 当社子会社の従業員 614名 <u>122,800</u> 株
(6) その他	本自己株処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2021年1月15日開催の当社取締役会において、当社の従業員並びに当社子会社の従業員（以下、「割当対象者」という。）が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、より一層グループとしての価値共有を目指すことを目的として、割当対象者に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本自己株処分は、2021年2月1日から2021年4月30日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、割当予定先である割当対象者627名に対し、金銭報酬債権 30,096,000円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 125,400株を割り当てるものです。なお、各割当対象者に対する金銭報酬債権の額は、当社及び当社子会社における各割当対象者の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案の上、決定しております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

② 訂正の理由

1. 処分の概要（5）処分子定先における当社子会社の従業員への処分株数に誤りがあることが判明しましたので、関連数値を合わせて訂正するものであります。

以 上